

令和8年 第1回浜松市議会定例会
一般質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 大城七瀬

質問	答弁
<p>1 学校における生理用品の在り方について</p> <p>現在、本市においては、小中学校での生理用品の提供は保健室での対応に限られているが、この運用は心理的負担や保健室までの移動に要する時間的負担を生じさせ、子どもたちの学習環境に一定の影響を及ぼしている可能性がある。一方で、他自治体においては学校のトイレへの生理用品設置を進めている事例も見られる。</p> <p>また、トイレへの設置にあたっては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、いわゆる薬機法への配慮は必要であるものの、学校管理のもとで安全かつ衛生的に配布する体制を整えることで、ディスプレイ設置に限らない柔軟な運用も可能であると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、児童生徒の心理的・時間的負担の軽減及び安心して学べる環境整備の観点から、学校トイレへの生理用品設置について、改めて検討する考えがあるのか見解を伺う。</p>	<p>1 野秋教育長</p> <p>学校は、子供たちが生涯にわたる人格形成の基礎を築く場であり、私は常々、教育を通じて、自立した個人として健やかに成長してほしいと願っている。現在の保健室での対応は、児童生徒への適切な保健指導や自己管理能力を育む機会となるなど、大人になるための準備として重要な支援であると考えている。一方で近年、公共施設などのトイレへ生理用品を設置する動きが、全国的に広がっている。政令市においても約半数が学校のトイレに設置している状況だが、生理用品を持参する意識の低下や、月経指導・家庭環境を把握する機会の減少、更に残数管理や補充にかかる教職員の負担増といった課題も挙げられている。また、議員ご指摘の、生理用品の安全かつ衛生的な配布については、こども基本法の基本理念も踏まえ、当事者である児童生徒の思いを把握したうえで検討する必要があると考えており、現在、トイレへの設置を含めた生理に関するアンケートを実施しているところである。今後は、このアンケートの結果も参考にしながら、児童生徒にとっての最善の利益を第一に考え、学校教育の現場における最適な支援の在り方を検討していく。</p>

質問	答弁
<p>2 中心市街地活性化について</p> <p>(1) 中心市街地の活性化に向けては、個々の施設の整備にとどまらず、拠点間をいかに有機的につなぐかという「ウォークアブル」の視点が重要であると考えている。新川モールとTHE GATE HAMAMATSU跡地を直線的に結ぶ横断動線を確保すべきと考えるが、スクランブル交差点化を含めた交差点改良を行う考えがあるか伺う。</p> <p>(2) 今後、予定されている駅南地区まちづくり指針策定事業のなかで、建築物形態規制、公共空間利活用、行政支援の運用の整理・検討とあるが、具体的にどのような検討がなされるのか。併せて、歩行者中心の空間整備や、河川空間を積極的に活用すべきと考えるが伺う。</p> <p>(3) 近年注目される「ローカル・ゼブラ企業」は、地域課題解決と事業性を両立し、本市でも空き家・地域交通・高齢化等に対し民間主導の継続解決が期待される。その理念は本市のまちづくりと親和性が高いが、ローカル・ゼブラ企業の創出・育成により、まちづくり課題解決と中心市街地活性化につながる考えはないか伺う。</p>	<p>2 濱田都市整備部長</p> <p>(1) 鍛冶町通りは、JR浜松駅前からザザシティ西館前までの区間を都市計画マスタープランにおいて賑わい交流空間に位置づけている。本市はこれまで、歩行者が鍛冶町通りの南北を安全で快適に横断でき、中心市街地全体の回遊性を高めるため、ザザシティ中央館前や中央柳通り、元浜米津線との交差点及びJR浜松駅北口交差点の平面横断化やスクランブル化を進めてきた。一方で、鍛冶町通りはバス等の自動車交通が多く、既存の横断歩道相互の間隔が短いため、新たな平面横断の検討にあたっては、バスの定時性確保を含めた自動車交通も考慮する必要がある。ご質問の新川モールからザ・ゲート浜松跡地を直線的に結ぶ横断導線は、鍛冶町通りを西進する車両が元浜米津線へ右折する際の右折レーンと緩衝するため、交差点全体のあり方の検討が必要になる。これらの検討については、周辺の民間都市開発の動向等を踏まえたうえで、歩行者、自転車、公共交通、自動車等の鍛冶町通り全体の総合的なネットワークの必要性を確認していくなかで検討が必要と考えている。引き続き、中心市街地活性化基本計画に基づく各種施策や民間都市開発などの周辺の状況を踏まえ、検討を進めていく。</p> <p>(2) 駅南地区は、常葉大学浜松キャンパスの移転やオフィスの建設等が計画されるなど、大きな転換期を迎えている。本市では、こうした状況を好機と捉え、駅南地区の持続的な発展と活性化につなげるため、来年度に「駅南地区まちづくり指針」の策定に取り組む予定をしている。指針の策定にあたっては、市民や関係企業へのヒアリングや市場調査等により、地区の現状と課題を整理し、地区の魅力を高める良質な空間を形成するため、まちづくりの方向性を示していく考えをしている。また、まちづくり指針の実現性を高めるため、公共貢献に応じた容積率緩和制度などによる都市機能誘導、通勤・通学のための安全・安心な歩行空間の確保、地区内の道路や河川などの公共空間を有効活用したにぎわい空間形成、民間開発事業に対する財政面や制度面での行政支援についても併せて整理、検討する予定をしている。</p> <p>2 (3) 北嶋産業部長</p> <p>中心市街地の活性化に向けては、街の魅力を高めることが重要であり、近年、民間主導のまちづくり活動であるエリアマネジメントが成果を上げている。エリアマネジメントは、地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者等による主体的な取り組みと定義されるが、ここにローカル・ゼブラ企業が参画・主導する取り組みが全国でも注目されている。本市の中心市街地においても、リノベーションに取り組む「浜松家守舎キュウ」や新川モールの指定管理者「HACK」など、ローカル・ゼブラ企業に該当する企業が活躍している。本市では、これら企業の皆さまとも連携し、昨年10月から11月にかけて、遠州鉄道高架下の未利用空間を活用した実証事業「POP UP FOREST」を実施した。今後においては、こうした取り組みを市民の皆さまに広く発信するとともに、中心市街地活性化に向けた事業へのPFS（成果連動型民間委託契約方式）の導入を検討するなど、ローカル・ゼブラ企業を創出・育成することでまちづくりの課題解決を図り、中心市街地活性化につなげていく。</p>

質問	答弁
<p>3 放課後児童会について</p> <p>近年、共働き世帯の増加等により放課後児童会の利用ニーズは高まっているが、需要の増加に対応が追いつかず、待機児童が発生している状況である。子どもの安全な居場所確保と保護者の就労支援の観点から、早急な対応が求められていることから、以下何う。</p> <p>(1) 本市の待機児童解消の取組について</p> <p>(2) 夏季休業期間の臨時放課後児童会事業について</p> <p>ア 利用実績及び待機児童数への影響について</p> <p>イ 待機児童対策としての検証結果について</p>	<p>3 吉積学校教育部長</p> <p>(1) 本市では、放課後児童会の待機児童解消に向け、公設・民設の双方から定員の拡大を進めてきた。まず、公設の児童会につきましては、学校施設や近隣の公共施設等を活用し、2020年度からの過去5年間で新たに22か所を開設した。これにより、児童会数は142か所から164か所へ、定員は6,558人から7,618人へと、1,060人の拡大を図っている。次に、民設の児童会については、民間事業者の参入を促すため、昨年度から放課後児童健全育成事業費補助金等を拡充した。これにより、この2年間で新たに16か所が開設され、704人の定員増を図ることができた。これら公設・民設を合わせた取組により、過去5年間で1,764人の定員拡大を図った結果、本年度5月1日時点の待機児童数は189人となり、5年前の495人から約300人削減している。現在、市全体としては登録児童数を上回る定員枠を確保できているが、地域ごとの需要の偏在や利用ニーズの増加により、待機児童の解消には至っていない。来年度も、幼稚園の空き教室を活用した新規開設や、民間活力の導入促進により、引き続き定員拡大に努めていく。</p> <p>(2)ア、イ</p> <p>本市の公設児童会は、年間を通じての開設場所の確保が難しい一方で、例年夏休みを過ぎると退会者が増える傾向にある。これは、長期休業中、特に夏休み期間中の子供の居場所を確保したいという目的での申し込みが多いからではないかと分析している。そこで、夏休みのみであれば通年の確保が困難な場所でも開設できるケースがあることに着目し、夏季限定の利用者と通年利用者の棲み分けを図ることで、通年の定員枠を確保する狙いから、本年度よりモデル事業として夏季臨時放課後児童会を開設した。本年度は、利用ニーズが多く、待機児童が発生していた赤佐小学校区と上島小学校区の2か所で開設し、計38人の利用があった。各学区の近隣で民間の放課後児童会が開設された影響もあり、本事業単独での待機児童減少効果を正確に測ることは難しい状況だが、保護者アンケートの結果、夏休みだけの利用を考えていて当事業を利用した児童が計8人おり、当事業によって8人分の通年利用枠を確保できたと考えられる。このように、一定の待機児童削減効果が見込まれるため、来年度は実施箇所を4か所に拡充して効果検証を行い、継続的な事業実施に向け検討していく。</p>
<p>4 園から小学校への適切な接続について</p> <p>園から小学校への適切な接続が、子供たちの小学校生活でのスムーズな適応に有効であると考えられ、本年度、試行的に開始した5歳児健康診査の役</p>	<p>4 野秋教育長</p> <p>近年、本市においても、いわゆる「小1プロブレム」の傾向が見られたり、登校を渋りがちになる1年生が増えたりしており、その一因には、幼児教育・保育と小学校教育の違いによる子供の戸惑いがあると考えられる。そのためには、幼児教育・保育の視点から小学校教育の在り方を見直し、保護者や園等と連携した切れ目のない支援体制を構築することが重要である。本年度、試行的に開始した5歳児健康診査は、支援が必要な子供の保護者に、保健師から結果の説明を受け、わが子の幼児期の特性や課題を理</p>

質問	答弁
<p>割が期待される。</p> <p>どの子も安心して学校に通える環境づくりのため、5歳児健康診査などを活用した切れ目のない支援体制の構築に向けて、教育分野ではどのような取組をしていくのか伺う。</p>	<p>解していただき、園においては状況に応じた成長・発達の支援を行うことが目的である。そして、こうした保護者の気づきや、園での支援情報を小学校が引き継ぎ、入学前後の支援に生かすことが、教育分野の役割と考えている。そのため、現在、園や保護者から小学校へスムーズに情報を繋ぐ仕組みの構築をはじめ、特性に応じた支援を担う教員の育成、接続期の違いを軽減する教育課程の工夫、保護者の相談体制の充実などについて、検討を進めている。今後は、これらの検討結果を検証し、安心して学校生活のスタートを切ることができる環境づくりに取り組んでいく。</p>
<p>5 がん検診について</p> <p>本市のがん検診の受診率向上について、以下伺う。</p> <p>(1) 市が発行する受診券の記載が小さく分かりづらいとの声がある。対象者に分かりやすい文言や文字の大きさの改善を検討しているか伺う。</p> <p>(2) 未受診者の受診しない理由を把握することも受診率向上の一助と考えるが、現状の取組状況について伺う。</p> <p>(3) 本市が運用するがん検診の公式LINEアカウントは、受診勧奨に一定の効果を上げていると考えるが、より多くの市民に活用してもらうため、登録者数を増やす取組を強化する考えはないか伺う。</p> <p>(4) 乳がん検診ではマンモグラフィ検査には助成がある一方で、エコー検査には助成がない。希望する方が受診しやすくなるよう、エコー検査への助成制度を設ける考えがあるか伺う。</p>	<p>5 平野医療担当部長</p> <p>(1) 本市では、がん検診の受診率向上のため、毎年、前年度末に、主に64歳以下のがん検診対象年齢の国保加入者及び65歳以上の方に、がん検診受診券を発送している。本市のがん検診は、国のがん検診実施のための指針に基づき、国保加入者のほか、職場等ではがん検診を受診する機会のない市民を主な対象として実施している。議員ご指摘のように、受診券は、高齢者の方をはじめ、市民にとって、見やすく、理解しやすい表記であることは重要である。そのため、今後は、特に重要な情報について、分かりやすい文言や、文字の大きさ等の工夫により視認性を高め、一目で要点が理解できる受診券となるよう改善に努めていく。</p> <p>(2) 2023年度の市公式LINE「浜松市がん検診」の登録者を対象に実施したアンケート調査の結果、がん検診を受診しない主な理由は、「忙しくて時間がない」「費用がかかる」「予約手続きが面倒」等だった。今後は、登録者並びに、新たに市民アンケート調査等も活用し、詳細な未受診理由の把握と分析に努め、効果的な受診率向上対策につなげていく。</p> <p>(3) 本市では、2022年度から受診率向上に向けた新たな取組みとして、LINEを活用した婦人科がん検診の受診勧奨業務を開始し、昨年度から受診勧奨の対象を5大がんに拡大し実施している。若年層を中心に利用率の高いLINEを通し、がん検診等健康情報の発信や、医療機関の検索、がん検診受診券申込フォームへの誘導等を行うことで、市民の利便性向上を図り、受診率向上を図っている。現在、LINEの登録者は、約8割が女性で、半数以上が30代から40代と、従来の広報手段では届きにくかったターゲット層に、直接がん検診の受診勧奨ができています。今後は、年度ごとにLINE登録者の目標値を設定するとともに、浜松市がん検診推進協定締結企業や健康はままつ21推進協力団体等と連携し、LINEを通じたインセンティブ事業等を効果的に活用し、LINE登録者の増加に向けた取組みにより、受診率向上につなげていく。</p> <p>(4) 市が行うがん検診は、国が推奨するがんの死亡率減少を目的とした対策型検診で、国が定めたがん検診の指針による検診方法等で実施している。現行の指針においては、乳がんの死亡率減少効果に関する科学的根拠が確立しているのは、マンモグラフィ検査のみで、エコー検査は現時点では対策型検診として推奨されていない。しかしながら、人間ドックなどでは、</p>

質問	答弁
<p>6 多文化共生社会について</p> <p>(1) 本年1月23日に、国は外国人の受け入れ・共生のための総合的対応策を策定し、「秩序ある共生社会の実現」を掲げた。外国人への情報発信の充実が重要施策とされ、外国人にとって支援制度や地域ルール等の情報入手が課題となっている。</p> <p>本市でも外国人住民は3万人を超え、増加・多国籍化が進行しており、定住化も進んでいる。多様な外国人市民が地域社会に円滑に適応できるよう、効果的な情報発信の強化について、以下伺う。</p> <p>ア 外国人市民に対する生活・行政情報提供の現状と課題について</p> <p>イ 安全・安心な暮らしに向けた今後の情報発信の在り方について</p> <p>(2) 本市から周辺自治体、さらには県外自治体へ転出する外国人家庭において、母子保健や保育・教育に関する情報がどのように引き継がれているか。また、引き継ぎにおける課題と、</p>	<p>個人の希望により、マンモグラフィ検査以外にも、エコー検査やMRI等いくつかの手法で実施されている状況をふまえ、国において、マンモグラフィ検査とエコー検査を併用する手法の有効性等についての研究が進められており、また、乳がんの対策型検診のガイドライン更新についても検討されている。こうしたことから、現時点において、乳がん検診にエコー検査を追加し、助成制度を設ける予定はないが、今後、国の指針改定や科学的知見の蓄積を注視し、適切に対応していく。</p> <p>6 工藤企画調整部長</p> <p>(1) ア 外国人市民に対する生活・行政情報提供の現状と課題については、本市の外国人市民は近年増加傾向にあり、多国籍化や定住化が進み、在留資格も多様化している。外国人市民が円滑に地域社会に適応していくためには、多言語による情報発信を適切に行うことが重要であると考え。本市では、多言語版の広報紙や公式ウェブサイト、SNS配信、相談窓口などを通じて、生活・行政情報の提供を進めている。転入時には、ごみの出し方や税金、防災などの生活情報をまとめた「ウェルカムパック」を7言語で作成し、窓口で直接手渡している。また、多言語情報ウェブサイト「カナル・ハママツ」により、日常生活に密着した情報を分かりやすく発信するとともに、緊急情報の多言語配信にも取り組んでいる。しかしながら、外国人市民の多様化が進む中、言語や文化の壁を越えた、一人ひとりの状況に合わせた情報や支援に容易にアクセスできる環境づくりの更なる充実が求められている。</p> <p>(1) イ 本市では多言語情報提供指針を策定し、積極的に推進している。同指針では、災害等の緊急情報に加え、教育、福祉、税金やごみの出し方などの生活情報等を提供する基準を示している。提供言語は英語、ポルトガル語、やさしい日本語の3言語の他、状況に応じて言語を追加することとし、近年のインドネシア人の増加を受け、本年度版の「ごみ・資源物の正しい出し方」にインドネシア語を追加し、10言語と充実させている。さらに、情報提供の手段としては、文字やイラストに加え、音声や映像を活用することとしている。今後においても、各種ツールの活用や、浜松国際交流協会などの関係機関との連携を図りながら、多様化する外国人市民の目線に立った真に必要なとされる効果的な情報発信の強化に取り組んでいく。</p> <p>6 平野医療担当部長</p> <p>(2) 本市において、支援をしていた外国人家庭が市外へ転出の際は、日本人の家庭と同様、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を行う観点から、転出先自治体に、適切に支援情報の引継ぎを行っている。具体的には、ご本人の同意を基本とし、転出先においても支援が継続されるよう、支援概要等を記した文書や電話により、速やかな情報共有に努めている。また、本人へは通訳や多言語タブレット等の活用により、丁寧な情報提供や相談支援を実施し、特に引継ぎにおける課題はない。今後についても、関係機関との連携強化や多言語による情報提供の充実を図り、外国人家庭が、転</p>

質問	答弁
<p>今後強化すべき点について伺う。</p> <p>(3) 外国人女性の妊娠、出産、子育てについて、本市としてどのように実態を把握し、どのような体制で対応しているのか伺う。</p>	<p>出先においても継続的な支援により安心して生活ができるよう、自治体間連携を進めていく。</p> <p>(3) 本市では、市民が区民生活課等において出生届や、転入届出をされる際、届け出と同時に、窓口において、こどもの予防接種や、健診、子育てに関する相談機関一覧等の情報を把握できるよう、部局横断して連携し、情報をまとめて市民に配布をしており、必要に応じてこども家庭センターを紹介している。外国人家庭の女性や子ども等が、こども家庭センターに来所の際は、保健師等の専門職が面談し、10か国の各国語版母子健康手帳の交付や多言語資料の活用、通訳や多言語タブレットの活用等により、丁寧な相談支援に心がけている。また、当事者だけでなく、その家族等の状況も把握し、必要に応じて、保育、教育等の関係部署につなぐなど、こども家庭センターがワンストップの窓口となり、妊娠から子育てまで切れ目のない相談支援を実施している。今後も、外国人家庭の方に、安心して生活していただけるよう、関係機関等と連携し、必要な情報提供や支援を行っていく。</p>
<p>7 こども医療費無償化について</p> <p>来年度からこども医療費が中学生まで無償化されるが、本施策の目的および期待される効果をどのように認識しているか伺う。</p> <p>また、医療費無償化は経済支援にとどまらず、「社会がこどもを守る」という明確なメッセージにもなる。本市としてこども医療費無償化の対象を高校生世代まで拡大する考えがあるか伺う。</p>	<p>7 野田こども家庭部長</p> <p>本市のこども医療費助成制度は、2019年10月から助成対象を高校生世代まで拡充し、2022年10月からは0歳児から高校生世代までの入院無償化と、時間外診療を除く0歳児の通院無償化を行い、更に2024年4月からは通院無償化を乳幼児まで拡充した。こども医療費助成の目的と期待される効果については、子育て世代の経済的負担の軽減に加え、疾病の早期発見、早期治療による重症化の予防が期待される。特に受診頻度が高い乳幼児の保護者にとっては、育児不安の軽減にも繋がると認識している。現在、物価高が続く中、子育て世代の経済的負担が更に増加していることを鑑み、本年10月から、通院無償化を小・中学生まで拡充するとともに、入院時の食事療養費についても無償化を予定しているところである。こどもの医療費助成については、各地方自治体が独自に制度設計をしていることから、助成対象年齢や所得制限の有無など、市町によって異なっているのが現状である。高校生世代までの医療費無償化については、今後の子育て世代にかかる負担軽減策や財政状況などを踏まえ、引き続き検討をしていく。</p>